

(次期)北九州市障害者支援計画策定スケジュール(予定)

		令和5年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
障害者施策推進協議会 事務局														
議会	委員会報告										委員会報告			委員会報告
	本会議			6月議会				9月議会			12月議会			3月議会
協議会			◎		◎	◎			◎		◎		◎	
障害者支援計画策定(①障害者計画・②障害福祉計画・③障害児福祉計画の三つの計画)														
※太線:三つの計画 線:①障害者計画 点線:②障害福祉計画、③障害児福祉計画														
計画案等の作成作業		① たたき台 ★				②③ たたき台 ★				①②③ 素案 ★				①②③ 策定 ★
計画案の見直し作業														
市内関係部局との調整 (計画文面の照会・取りまとめ)														
その他関連会議等での意見聴取等(月2~3回出席)														
障害者関係団体からの意見聴取(複数回予定)														
パブリックコメント														

令和5年度障害者施策推進協議会スケジュール(予定)

- 令和5年 5月 第1回 次期支援計画案の検討
①障害者計画 : 計画の体系、全体の1/3分野
- 7月 第2回 次期支援計画案の検討
①障害者計画 : 全体の2/3分野
- 8月 第3回 次期支援計画案の検討、現行計画の実施状況
①障害者計画 : 各協議会等の意見
②障害福祉計画・③障害児福祉計画 : 成果目標・活動指標等
- 11月 第4回 次期支援計画素案の承認
①障害者計画 : 各協議会や市関係部局からの修正
②障害福祉計画・③障害児福祉計画 : 前回からの修正
- 令和6年 1月 第5回 次期支援計画最終案の承認
①障害者計画 : パブリックコメントの対応
②障害福祉計画・③障害児福祉計画 : パブリックコメントの対応
- 3月 第6回 現行計画の進捗管理

【参考】

○「障害者基本計画」：障害者基本法第十一条(抜粋)

- 6 市町村は、**市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関(北九州市障害者施策推進協議会)を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。**

○「障害福祉計画」：障害者総合支援法第八十八条(抜粋)

- 10 障害者基本法第三十六条第四項の**合議制の機関(北九州市障害者施策推進協議会)を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければなら**

○「障害児福祉計画」：児童福祉法第三十三条の二十(抜粋)

- 10 障害者基本法第三十六条第四項の**合議制の機関(北九州市障害者施策推進協議会)を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければなら**